

支援金詳細

新居浜市中小企業住宅環境支援事業補助金

中小企業者が市外から転入した新規従業員に支給する、住宅手当または借り上げ住宅制度の一部を助成することで、ものづくり産業の人材確保や離職防止を図る。

地域

愛媛県新居浜市

支援の種類

助成型（ 2 ）

利用目的

人材育成・雇用 / その他

対象

- ・ 中小企業者であって、指定対象業種を営んでいること
- ・ 新居浜市内に本店を有していること
- ・ 新居浜市内において1年以上継続して活動していること
- ・ 市税を完納していること

公募期間

2024年4月1日～2025年3月31日

上限金額・助成金

支給する住宅手当及び借り上げ住宅制度に要する費用の1/2
対象従業員一人あたりの補助上限額（月額）：2万円

給付要件

補助対象となる従業員：雇用開始の日が属する年度を含め2か年度以内の新規採用者で、雇用開始前に市外に居住または市外の高等教育機関等を卒業後、直ちに従業員となり民間賃貸住宅に居住する者

その他

問合せ先

新居浜市役所 経済部 産業振興課
電話：0897-65-1260

URL

<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/sanshin/r6hojo.html>